

令和4年度障がい者eスポーツ普及促進事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 障がい者関係施設が、eスポーツを体験できる環境を整備するための費用を補助することにより、年齢や性別、障がいの有無や程度に関わらず楽しむことができるeスポーツの普及促進を図る。

(補助対象者)

第2条 補助対象者は、次に掲げる条件をすべて満たすものとする。

- (1) 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条」に規定する県内の障害福祉サービス事業所、障害者支援施設および地域活動支援センター（以下「障がい者関係施設」という。）
- (2) 「しあわせ福井スポーツ協会」（以下「協会」という。）が実施するeスポーツが障がい者にもたらす効果やメリットなどの検証に協力する者
- (3) 上記の報告・発表に協力する者
- (4) メディアの取材や他施設からの視察等に協力する者

(補助対象事業)

第3条 対象となる事業は、障がい者関係施設が、施設内でeスポーツによる交流活動を取り入れるにあたり必要な環境を整備する事業とする。

(補助対象経費等)

第4条 補助対象経費、補助限度額および補助期間は別表に定めるとおりとする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書（様式第1号）に、次の各号に掲げる書類を添えて協会長に提出しなければならない。

- (1) 事業者概要
- (2) 事業実施計画書
- (3) 収支予算書
- (4) 県税の全税目に滞納がないことを証明事項とする納税証明書または県税の納税状況の確認に関する同意書
- (5) その他しあわせ福井スポーツ協会が特に必要と認める書類

(交付時期)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、前条に定める申請書を、協会長が定める期日までに協会長に提出しなければならない。

(交付決定)

第7条 協会長は、前条の規定により補助金の交付申請があったときは、補助金の交付の適否を決定し、その旨を交付決定通知書により申請者に通知する。

(内容変更の承認)

第8条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業の内容または経費の配分を変更するときは、あらかじめ交付変更承認申請書（様式第2号）を協会長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、次に定める軽微な変更についてはこの限りではない。

- (1) 補助事業経費の総額20パーセント以内の金額の変更
- (2) 補助の目的に影響を及ぼさない範囲で補助事業の内容を変更する場合

(事業の中止)

第9条 補助事業者は、補助事業を中止しようとするときは、あらかじめ中止承認申請書（様式第3号）を協会長に提出し、その承認を受けなければならない。

(事業遂行状況報告)

第10条 補助事業者は、補助事業の遂行および収支の状況について、協会長から要求があったときには、速やかに事業遂行状況報告書（様式第4号）を協会長に提出しなければならない。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、補助事業が完了した日から起算して1か月を経過した日または補助金の交付決定に係る協会の会計年度の末日のいずれか早い日までに、補助事業実績報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて、協会長に提出しなければならない。

- (1) 事業実施報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 補助対象経費の支払いが確認できる書類
- (4) その他しあわせ福井スポーツ協会が特に必要と認める書類

(是正命令等)

第12条 協会長は、前条の規定に基づく実績報告の内容を審査し、補助事業の実施結果が交付決定の内容およびこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該事業内容等に適合させるための措置をとるべきことを補助対象者に命じることができる。

2 補助事業者は、前項の措置が完了したときは、前条の規定に準じる実績報告を協会長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第13条 協会長は、第11条の規定による実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、適正と認められるときは、補助金の額を確定して補助対象者に通知する。

(補助金の交付)

第14条 協会長は、前条による補助金の額を確定した後に補助金を交付するものとする。

(補助金の交付請求)

第15条 第13条の規定により補助金の額の確認通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、すみやかに補助金交付請求書(様式第6号)を協会長に提出しなければならない。

2 協会長は請求書の受理後30日以内に補助金を支払うものとする。

(補助金の概算払)

第16条 協会長は、第13条の規定にかかわらず、補助事業の実施上必要と認めるときは、補助金の一部または全部を概算払することができる。

2 補助事業者は、概算払の交付を受けようとするときは、補助金概算払請求書(様式第7号)を協会長に提出しなければならない。

3 協会長は請求書の受理後30日以内に補助金を支払うものとする。

(補助金の返還等)

第17条 協会長は、補助事業者が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

(1) 虚偽その他不正の手段により補助金の交付を受けようとし、または受けたことが明らかになったとき。

(2) この要綱の規定または補助金交付決定の内容に違反したとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、協会長が補助金の交付を不相当と認めるとき。

2 協会長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めて補助事業者にその返還を命ずるものとする。

3 補助事業者は、前項の規定により補助金の返還を求められたときは、当該補助金の交付日から協会長が定める納付日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年10.95%の割合で計算した加算金を協会に納付しなければならない。

(補助金の経理)

第18条 補助事業者は、補助事業にかかる経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を、補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(調査等)

第19条 協会長は、補助金の交付に関して必要があると認めるときは、補助事業者に対して関係書類の提出を求め、事情聴取または訪問調査等を行う。

2 補助事業者は、前項に定める協会長の調査等に協力しなければならない。

(その他)

第20条 この要綱に定めのない事項について疑義が生じたときは、協会と補助事業者が協議して定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和4年6月1日から施行する。

別 表

補助対象経費	<ol style="list-style-type: none">1 家庭用ゲーム機 (Playstation4 または 5、Nintendo Switch)2 ゲームデバイスを出力するためのモニター等3 コントローラー等のゲーミングギア4 オンライン接続のための Wi-Fi 及びルーター等5 ゲームタイトル (障がい者の e スポーツ推進にふさわしいものに限る。)6 上記に掲げるもののほか e スポーツの実施に必要と認められるもの <p>※e スポーツ実施に係るインターネット接続料金、ゲームのダウンロード料金及びゲームのオンライン契約料金等は補助対象経費外</p>
補助率	定額
補助限度額	15万円/事業者
補助対象期間	交付決定の日から協会の会計年度が終了するまで
交付申請回数	1事業者につき1回まで

※補助対象経費等に疑義が生じた場合は、協会に事前に協議し承認を得ること。